

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）のお知らせ ～平成21年度の保険料 あなたの納め方は？～

平成21年度の保険料について、9月までの納め方をお知らせします。10月以降の納め方は、あらためてお知らせします。

なお、基本的なパターンを説明していますので、当てはまらない場合はお問い合わせください。

①	年金が無い方または年金の年額が18万円未満の方	これまでどおり納入通知書または口座振替で納めていただけます。
②	これまで年金から差し引かれている方	平成21年4月からも年金から差し引かれます。4・6・8月の保険料は、原則、2月の保険料と同じ額が差し引かれます
③	平成20年4月2日から10月1日までに加入した方	これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、平成21年4月からは年金から差し引かれます。保険料は、4月15日までにお送りする『仮徴収額決定通知書』でお知らせします。
④	平成20年10月2日から12月1日までに加入した方	これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、平成21年6月からは年金から差し引かれます。保険料は、6月15日までにお送りする『仮徴収額決定通知書』でお知らせします。
⑤	平成20年12月2日から平成21年2月1日までに加入した方	これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、平成21年8月からは年金から差し引かれます。保険料は、7月にお送りする『保険料決定通知書』でお知らせします。
⑥	平成20年度の保険料が軽減されたことによって、平成20年10月から保険料を納めなかった方	平成20年度の保険料を4・6・8月の年金差引きで納め終わった方の平成21年度の保険料は、9月までは納入通知書または口座振替で納めていただき、10月からは年金から差し引かれます。 保険料額と納付方法は7月にお送りする『保険料決定通知書』でお知らせします。
<p>※上記の①から⑥に当てあてはまらない方 平成21年度は、基本的には納入通知書または口座振替で納めていただけますが、保険料の額によっては、10月から年金からの差引きに変わる場合があります。 保険料額と納付方法は、7月にお送りする『保険料決定通知書』でお知らせします。</p>		

※次の場合は、年金から差引きできませんので、ご注意ください。

こ ん な 場 合	納 め 方
① 年金差引きから口座振替への変更を市町村に申し出た場合（申し出の時期により、口座振替に変更する時期は異なります）	口座振替
② 介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が差し引かれている年金額の半分以上を超える場合	納入通知書または口座振替

問い合わせ

国保・年金グループ（後期高齢者医療担当）
(☎011-2137)

北海道後期高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)

よくある質問

**4月の保険料は、なぜ「仮徴収額」というのか？
お答えします！**

保険料は本来、前年の所得で計算しますが、4月の段階ではまだ前年の所得が確定していませんので、4・6・8月の年金からは、暫定的に2月分の保険料と同じ額を差し引きます。

本来の正式な保険料は、7月に改めてお知らせしますが、この正式な保険料を決定する前に暫定的に徴収する額のことを『仮徴収額』といいます。